

12月7日拡大窓口交渉報告: 研究員・技術員認定状況についての機構の説明

## ふざけるな！話がちがう！

### 「旧原研の研究手当受給者は基本的に認定される」という説明と全く違う認定結果。

新法人では研究員・技術員認定制度が提案されていますが、労使で明確な合意には至っていません。

機構は、9月30日付けで、研究員・技術員の認定を合格者に通知しました。労組は認定の実態を示すデータを示すように求めていました。12月7日に拡大窓口交渉で示されたものは、労組が出せといていたデータには程遠く、認定についてもこれまでの交渉経緯を踏んだものになっていないことが見えてきています。

#### 機構の説明

研究員 対象の3から5級の90数%が合格  
技術員 対象の3から5級の約2割が合格  
(大卒の25%、高卒の10数%が合格)  
総合計は約5割が合格

労組が「不明確だ」と指摘していた基準についても、新たな説明はありませんでした。

これまでの「旧原研の研究手当受給者は基本的に認定される」という説明と違って、執行委員の身近な例で、技術員の認定割合がかなり悪いと言う印象を裏付ける内容です。労働条件の変更と言う意味でも、これまでの説明と違う認定状況は到底納得できるものではありません。研究手当を剥奪される職員に対して機構はなんと説明するつもりなのでしょう。

### 2005年度給与改定、12月期一時金、中央委員会で承認される

一時金支給日 12月9日(金)

2005年度給与改定は、12月1日から実施されます。従って、12月期一時金は、改定された本給等を基に支給されます。

12月期一時金は、12月2日の団体交渉で支給枠について合意、その後の交渉で支給配算

式も以下に示すように決着しました。団体交渉において労組は、労組の要求からは遠い人事院勧告-閣議決定そのままの回答であること、4月遡及に相当する「調整」は不当であることなどを不満点として述べました。一方、いくつかの独立行政法人で行なわれている切り下げが行なわれなかったことを評価すると述べました。

12月7日の中央委員会で、先に仮合意している給与改定と12月期一時金の協定が承認され、12月9日に支給されることになりました。以下に支給内容を記します。なお、旧サイクル機構の職員には、原研労組とは別に、原子力ユニオンの配算式が使われるものと思われます。

#### 12月期一時金の支給内容

[原研労組組合員の1～5級、職務手当を受給しない6級、旧原研の同級職員]

(本給月額×2.62+7000円F+7C+79,324円+職務別加算)×期間率-所要の調整  
ただし、

職務別加算: (本給+C)×2.56×加算率(4,5級:0.05、6級:0.1)

F: 扶養手当支給対象者及びそれ以外の税法上の扶養親族の合計数

C: 東京地区在勤者について、基準内給与×0.06

期間率: 欠勤日数20日未満の欠勤者は、1.0

所要の調整: 平成17年4月1日に旧原研、旧サイクル機構の職員であった職員の場合(それ以外の方はお問い合わせください)、次のAとBに掲げる額の合計額に相当する額

A: 平成17年4月1日の本給、役職手当、研究手当、初任給調整手当、研究要員手当、扶養手当または家族手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)及び特勤勤務手当の月額合計×0.0036×8月(4月から11月の在職月数)

B: 平成17年6月期末手当の額×0.0036

#### [臨時用員]

平成17年6月2日から平成17年12月1日までの期間において、

(1) 20日以上40日未満の出勤者 本給日額の12日分

(2) 40日以上70日未満の出勤者 本給日額の23日分

(3) 70日以上100日未満の出勤者 本給日額の29日分

(4) 100日以上出勤者 本給日額の32日分

注) 臨時用員就業規則に定める年次休暇及び特別休暇は、出勤とみなす。

[職責手当受給の6級組合員、旧原研の同級職員]

{(本給 + 本給 × 0.15) × 2.799 × 査定結果 + 職務別加算} × 期間率 - 所要の調整

\*100 円未満切捨て

ただし、査定結果： A=1.10, B=1.05, C=1.00, D=0.95, E=0.90

所要の調整、職務加算は前記と同じ

### 選挙管理委員の交代

12月7日の中央委員会で那珂地区 選挙管理委員の交代が承認されました

辞任： 神永 敦嗣

新委員： 篠崎 信一

### 国民保護法に基づく業務計画についての説明

12月8日、機構から、武力攻撃事態対処法、国民保護法を受けた機構の国民保護業務計画案の説明がありました。機構は旧原研及び旧サイクル機構のときから国民保護法にかかわる指定公共機関に指定されていました。指定された公共機関は平成17年度中に「国民保護業務計画」を作らなければならないのだそうです。その業務計画は、わが国が武力攻撃を受けたときに、指定公共機関として日本原子力研究開発機構がどのように行動するか、またその時に備えてどのように準備するのかを計画するものです。

機構の説明では、「機構職員がその業務に出動するのは、武力攻撃などが排除されたあと、安全を理事長が判断して行うもの」としています。だから、「災害対策法に基づく業務と基本的に変わらない。通常の原子力災害と同じ」と説明しています。しかし、自然の災害と敵意を持った攻撃では性格が違います。「理事長」だけが判断してよしとされてはたまりません。「該当職員の判断はどう尊重されるのか、職員が怖いと感じたとき業務命令を拒否できるのか」など、疑問です。一方、原子力施設が本当に緊急な対処を要するとき、「安全を確認して」いられるのかも疑問です。基本的に武力攻撃を想定しなければならないような国では、円満に原子力を使っていけるものではないということでしょう。

指定公共機関となり、戦時下のような業務が入る可能性があるなら、それは重大な労働条件の変更であり、業務計画の作成・就業規程への組み込みなど、単なる説明ではなく、労使間で交渉すべきものと、我々は考えます。

## 世界的な原子力総合研究所の研究環境を考える(8)

(研究問題対策部) - サポート部門の強化(2) -

建設などのプロジェクトを中心とせず、地道な研究を行っている研究者は多いはず。そのような人が効率よく働け、より成果を上げるように、研究所の研究環境を整えて頂きたいものです。

### 1. 図書

研究者にとって、図書は知識の源となる場所です。しかし、予算額が減少しており、次々に雑誌の購入が取りやめられています。「世界的な原子力総合研究所」としては、図書の予算を増額する努力を行ってほしい。また、旧原研では、和雑誌の予算区分で洋雑誌を購入できないようになっていました。予算が変なことに使われないようにある程度の歯止めは必要ですが、必要以上に硬直させるのはいかがなものかと思えます。

研究機関としては、研究論文の発信数と並んで、どの程度、研究成果が他の研究者に参照されているかを調べる必要が後で出てくると予想されます。citation indexは、論文がどの程度参考論文として扱われているかを調べるツールです。現在は、図書室でないとこのサービスが受けられないのですが、これをサイトライセンス化して、居室で使えるようにして頂くと非常に便利になると思えます。

### 2. サポート部門

研究によっては、安価で迅速、高い技術レベルに裏打ちされたサービスが必要などころもあります。業者との契約で対応すると1ヶ月以上かかることがありますので、迅速なサービスは特に重要な要素です。エレクトロ、工作課、ガラス工作などの部門は、実験室レベルの研究には不可欠です。研究費が減額される中、事務簡略化を進めこれらの部署を強化してほしいものです。

### 3. ネットワーク環境

一般家庭ではADSLが入り、いまや光通信が広まろうとしている今日、東海研ではいまだにイエローケーブルに多くのパソコンがぶら下がっています。いまでは、家庭でネットワークにつながる方が遙かに快適です。ギガビットイーサーとまではいわないまでも、せめて100 Mbpsのネットワークに計画的に更新して行ってほしいと切に願います。

(つづく)

旧原研のメールアドレスの扱いについては以下のような意見が組合に寄せられています。

『以前から問題になっている、旧法人のメールアドレスの取扱いについて、旧法人のアドレスでは来年3月末まで受信可能であるが、それ以降は一切使えないとの通知が回りました。

この件に関しては個人的にも旧メールアドレスを延長する必要性を訴えたのですが、こうした意見を全く無視して今回一方的に決定したことに対し非常に憤りを覚えます。』